



宮監公表第3号  
平成31年4月26日

宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員

梶谷欣也  
荒木敏  
星山健  
近藤慶子



### 定期監査措置状況の公表について

平成30年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等  
・大字折生迫財産区
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

(報告様式1)

## 平成30年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

平成30年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：宮崎市大字折生迫財産区)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>①平成29年度及び平成30年度の折生迫広場（普通財産）貸付料について、宮崎市公有財産規則において「貸付期間が1年に満たないものに係る貸付料については、月割によるものとし、1月に満たない場合は、日割とする。」と規定されているにもかかわらず、貸付料年額から貸付料日額を算出し、貸付料日額に貸付日数を乗じたものを貸付料としており、貸付料は年額に月割及び日割を乗じて算出すべきところ、1日当たりの単価に使用日数を乗じて算出していたため、貸付料を過大徴収又は過少徴収しているものがあつた（平成29年度：18件中9件（過少徴収9件）、平成30年度：35件中20件（過少徴収17件、過大徴収3件））。</p> <p>②平成30年度顧問弁護士業務委託（執行伺額：648,000円）について、予定価格書には入札書比較価格が600,000円と記載されているにもかかわらず、入札書比較価格を超える見積金額648,000円が記載された見積書をもって、契約締結伺・支出負担行為書を決裁し、契約締結していた。</p>	<p>① 指摘事項については、指摘後の同契約事務においては是正している。今後このようなことがないように、根拠法令に基づき適正に処理する。</p> <p>② 今後は、担当職員だけでなく、複数の職員で確認を行うとともに、所属内のチェック体制を一層強化し、適正な事務執行に努める。</p>

平成31年3月25日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市大字折生迫財産区  
財産管理者 宮崎市長 戸敷 正

